

アイカグループ行動規範

《総則》

【趣旨】

「アイカグループ行動規範」（以下、行動規範）とは、当社の社是「挑戦と創造」に則り、当社経営理念「アイカグループは共生の理念のもとたえざる革新により新しい価値を創造し社会に貢献してまいります」を実現するため、一人ひとりの行動の基本原則を明示したものです。また、アイカグループが「行動規範」を確実に遵守することをすべてのステークホルダーに示すものです。

【適用範囲】

「行動規範」は、アイカグループ各社の役員（これに準ずる者を含む）および従業員（期間を定めて雇用される従業員を含む）に適用するものとします。
「行動規範」でいう「アイカグループ」とは、アイカ工業株式会社および国内外の子会社を指します。

【制定および改廃】

「行動規範」の制定または改廃は、アイカ工業株式会社の経営会議の審議を経て、アイカ工業株式会社の取締役会にて決議し、採択します。また、アイカグループ各社は、「行動規範」が確実に遵守されるよう必要な措置を講じます。

《基本原則》

【1】法令遵守

アイカグループは、各国・各地域の法令・社会規範・規制を遵守し、高い倫理観にもとづく行動を徹底します。

【2】人権尊重

アイカグループは、「世界人権宣言」、「ビジネスと人権に関する指導原則」など、人権に関する国際規範を支持、尊重し、誰もが活躍できる職場環境や取引先との関係を築きます。

- （1）グローバルに事業を展開する企業グループとして、各国・各地域の法令遵守、すべての人の人権・価値観の尊重はもとより、人種、性別、国籍、宗教、障害の有無などの事由による不当な差別をせず、また容認しません。
- （2）精神的、肉体的であるかを問わず、相手を傷つけるような言動や行動を行わず、また容認しません。
- （3）各国・各地域において一切の強制労働や児童労働を行いません。また、適正な労働時間を保ち、各国・各地域の関係法令を遵守した対価を従業員に支払います。
- （4）各国・各地域において各国・各地域の関係法令にもとづく従業員の権利を尊重し、密接なコミュニケーションを通じて従業員との良好な関係を構築するよう努めます。

【3】社会との調和

アイカグループは、企業市民としての責任と義務を自覚し、社会や地球環境との共生に努めます。

【4】公平・公正な取引

アイカグループは、公正な市場競争とお客様・取引先の立場を理解した適正な取引を行います。

- (1) 公正で自由な競争を守るため、各国の競争法をはじめとする取引に関するルールを遵守し、法と正しい企業倫理にもとづき行動します。
- (2) 金銭、非金銭を問わず、あらゆる形態の贈収賄・腐敗行為に関与せず、公正な競争を通じ、社会経済の発展に寄与することに努めます。公務員や取引先に対する過剰な接待や社会的儀礼の範囲を超える贈答など、あらゆる贈収賄に関与しません。また、受託した権力を個人の利益のために用いることを腐敗と定義し、横領、マネーロンダリング、インサイダー取引など、あらゆる形態の腐敗行為に関与しません。

【5】お客様の安心と信頼

アイカグループは、挑戦と創造の精神にもとづき、お客様へ安心・信頼・満足が提供できるように、社会的に有用かつ安全で高品質な商品・サービスを提供することに努めます。

【6】適正な情報開示

アイカグループは、企業活動における説明責任の重要性を認識し、企業活動の透明性を保つとともに、適時適切かつ公平な情報開示を行い、すべてのステークホルダーに安心と信頼をお届けするよう努めます。

【7】会社情報および財産の保護

アイカグループは、会社情報（個人情報含む）および会社財産を適切に管理し、それらを不当に利用せず、適切に使用します。また、業務に関し生ずる利益相反を適切に管理します。さらに 第三者の権利・財産を不当に利用・侵害せず、これを最大限尊重します。

【8】環境および安全

アイカグループは、環境への配慮および安全確保は、企業の社会的責任であるとともに企業存立の基盤をなすものであると認識し、自主的、積極的かつ迅速に取り組みます。